平成 26 年 12 月 17 日

福島県生活環境部長　殿

福島第一原子力発電所に関する情報提供に係わる調査結果について

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所長

平成 26 年 12 月 9 日付け「原子力発電所に関する情報について（通知）」（26 県安第 3642 号）について、以下に回答致します。

（調査内容）
①現場溶接に係わる作業における上部コンテナ（旋回梯子）における作業状況調査
②タンク設置企業における作業監督に対する溶接作業及びトイレ休憩に係わる聞き取り調査を実施。

（調査結果）
①の結果
・ タンクの溶接作業については、現在、数社の施工会社により実施しているが、各社とも共通して旋回梯子を使用して作業を実施している。
・ また、施工方法については、当社としても計画段階から上段、下段での作業を可能にするため、鉄板で区画された旋回梯子を使用することを確認している。また、上下が鉄板で区画されていることから、落下物が作業員にあたらないようになっていることを、日々の現場工事監理においても確認している。
・ 旋回梯子とタンク間には３０ｃｍ程度の隙間があるが、作業時においては、手工具類や溶接時のノロの落下に対して、邪魔板や養生シートを設置、手工具について紐付けする等の対策を実施することで落下防止対策を実施している。
・ 高所作業車による作業時には、作業エリアへの区画、専任監視員の配置により、上下作業の禁止処置を実施している。
・ これら状況は各社において実施されていることを確認している。また、各元請会社が実施する対策について、当社は適宜現場監理で確認しており、改善点が確認されれば適切な対応をお願いしている。
②の結果
・ 旋回梯子内で行う溶接関連作業及び検査作業に係わる作業監督に対して、作業員からの作業に対する不安等の訴えがあったかという点について、元請会社による聞き取りを通じて確認したが、そのような事実は確認されなかった。
・ 当社からは、気分が優れない等体調不良の場合は速やかにＥＲを受診していただくよう指導しているところ。
・ トイレの利用について、作業員の方に対しては自由に行ってもらっていることを聞き取りにて確認するとともに、これまでも作業員の方から不平・不満を受けたという証言も確認されていない。

・ なお、トイレはタンク建設エリアから徒歩５分程度の位置に仮設トイレが設置されているとともに、その先にはさらに徒歩２分程度の位置に入退域管理棟があり、現場の状況としては比較的トイレ休憩をしやすい環境下であると考えている。トイレの設置場所については、タンクエリアの全企業が集まる当社主催の定例の工程調整会議で周知することも考えている。
・ 発電所構内の休憩所およびトイレ（移動式トイレ含む）の数は、現在、休憩所で約２０箇所、トイレの数としては約１５０台設置をしており、それら設置場所については、各企業も閲覧できるイントラネットに掲示して周知している。
・ なお、毎月元請各社と休憩所の調整会議を実施しており、トイレの設置希望があった場合は、トイレの設置要望場所を確認し、設置の検討をしているところ。その中でトイレの設置場所等に更新があれば同会議内でも情報共有している。

（今後の対応）
・ 旋回梯子内の作業に対して、紐付け等の落下防止を引き続き徹底するとともに、梯子内各ステージから、容易に機材及び火の粉が落下しないように邪魔板等を取り付ける対策を徹底することで、更なる安全性の向上に努めてまいります。
・ トイレの使用に関しては、さらに利便性向上のためタンク設置エリア近傍に設置する準備を進めてまいります。

以上